

新	旧
約款・規定集	約款・規定集
目次	目次
○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	○最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・・ 5	○募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針・・・・・・ 5
証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	証券取引約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37	外国証券取引アカウント約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51	信用取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83	特定管理口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・ 85	特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款・・・・・・ 85
非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 88	非課税上場株式等管理及び特定非課税累積投資に関する約款・・・・ 88
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・ 98	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・・・・・・ 98
最良執行方針	最良執行方針
(内容省略)	(内容省略)
募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針	募集等に係る株式等のお客様への配分に係る基本方針
平成 24 年 11 月 01 日 制定	平成 24 年 11 月 01 日 制定

<p>令和6年11月01日 改訂 株式会社DMM.com証券</p>	<p>平成31年02月01日 改訂 株式会社DMM.com証券</p>
<p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の損失を補填し、または利益を追加する目的での配分を行わない等、法令諸規則を遵守することはもとより、次に掲げる者への配分は行わないことといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発行会社が指定する者 ②当社の役職員 ③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者 ④反社会的勢力 <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(1. ～ 5. 省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の損失を補填し、または利益を追加する目的での配分を行わない等、法令諸規則を遵守することはもとより、次に掲げる者への配分は行わないことといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①発行会社が指定する者 ②当社の役職員 ③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者 ④反社会的勢力 <u>⑤発行会社の特別利害関係者等</u> <u>⑥公募増資発表後、発行価格決定までの間に空売りを行い、当該ポジションが発行価格決定時点で解消されていないお客様</u> <p>なお、需要申告がこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告はお受けいたしません。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>証券取引約款</p>	<p>証券取引約款</p>
<p>(第1条～第30条 省略)</p>	<p>(第1条～第30条 省略)</p>

<p>第 31 条（不足金の入金）</p> <p>1. <u>本取引</u>により日本円の不足金が生じた場合には、お客様は当社が定める時限までに当該不足金を入金するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和 6 年 11 月 04 日 改訂</u></p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>（内容省略）</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引アカウント約款</p> <p>（内容省略）</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>（第 1 条～第 12 条 省略）</p> <p>第 13 条（最低預託率）</p> <p>（1. 2. 省略）</p>	<p>第 31 条（不足金の入金）</p> <p>1. <u>信用取引の損金等</u>により日本円の不足金が生じた場合には、お客様は当社が定める時限までに当該不足金を入金するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">保護預り約款</p> <p>（内容省略）</p> <p style="text-align: center;">外国証券取引アカウント約款</p> <p>（内容省略）</p> <p style="text-align: center;">信用取引口座約款</p> <p>（第 1 条～第 12 条 省略）</p> <p>第 13 条（最低預託率）</p> <p>（1. 2. 省略）</p>
--	---

<p>3. 追加保証金は、発生日の 16 時 <u>30 分頃</u>に仮の判定を行い、翌朝の処理にて確定いたしますので、必ずお客様ご自身でご確認ください（原則として、当社より電話連絡等は致しませんのでご注意ください）。追加保証金が発生した場合には、取引ツール又は、当社からのメールで金額をご連絡します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 14 条 省略)</p> <p>第 15 条 (返済注文、返済期日)</p> <p>(1. 2. 省略)</p> <p>3. 前項の規定による返済期日の前営業日までに「反対売買」、「品受」又は「品渡」による決済が行われない場合、当社は、お客様に事前の連絡を行うことなく返済期日の任意の時間に、対象となる建玉を反対売買により決済します。また、決済期日において、市場で値が付かない等の理由により決済ができないときは、返済期日の翌営業日以降に反対売買等により決済します。なお、当該決済により発生した決済損等が、<u>受渡日において</u>預かり金又は委託保証金の範囲内で充当できない場合は、<u>受渡日当日の 15 時 30 分</u>までに不足金をご入金いただくものとし、さらに当該不足金へのご入金がない場合は、お客様の代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 16 条 (不足金)</p>	<p>3. 追加保証金は、発生日の 16 時に仮の判定を行い、翌朝の処理にて確定いたしますので、必ずお客様ご自身でご確認ください（原則として、当社より電話連絡等は致しませんのでご注意ください）。追加保証金が発生した場合には、取引ツール又は、当社からのメールで金額をご連絡します。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 14 条 省略)</p> <p>第 15 条 (返済注文、返済期日)</p> <p>(1. 2. 省略)</p> <p>3. 前項の規定による返済期日の前営業日までに「反対売買」、「品受」又は「品渡」による決済が行われない場合、当社は、お客様に事前の連絡を行うことなく返済期日の任意の時間に、対象となる建玉を反対売買により決済します。また、決済期日において、市場で値が付かない等の理由により決済ができないときは、返済期日の翌営業日以降に反対売買等により決済します。なお、当該決済により発生した決済損等が、<u>預かり金又は委託保証金の範囲内で充当できない場合は、第 13 条第 2 項で定める期日</u>までに不足金をご入金いただくものとし、さらに当該不足金へのご入金がない場合は、お客様の代用有価証券を当社の任意で売却することにより充当するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 16 条 (不足金)</p>
--	--

<p>1. 信用取引の損金等により不足金が生じた場合、お客様は<u>不足金発生日の15時30分</u>までに当該不足金を入金するものとします。</p> <p>2. 前項の場合において、所定の日時まで不足金の差し入れがないときは、当社はお客様に通知することなく、<u>建玉の決済もしくはお預かりしている代用有価証券の任意の処分、またはその両方をし</u>、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3. <u>前項の規定により</u>、代用有価証券等のすべてを処分してもなお不足金がある場合（預かり金がマイナスの場合）、原則として、<u>直ちに</u>当該不足金を入金するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和6年11月4日 改訂</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1. 信用取引の損金により不足金が生じた場合、お客様は<u>第13条第2項で定める期日</u>までに当該不足金を入金するものとします。</p> <p>2. 前項の場合において、所定の日時まで不足金の差し入れがないときは、当社はお客様に通知することなく、<u>お預かりしている代用有価証券を任意に処分し</u>、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。</p> <p>3. <u>信用取引の損金により不足金が発生し</u>、<u>建玉及び</u>代用有価証券等のすべてを処分してもなお不足金がある場合（預かり金がマイナスの場合）、原則として、<u>当該不足金が発生した当日の15時30分までに</u>当該不足金を入金するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(以下、省略)</p>
--	---